

マイナンバーカードの券面記載事項変更手続きについて

住民票に登録されている住所が変更した場合、マイナンバーカードに記録されている住所についても変更する必要があります。お手数ですが、下記手続き可能場所にお越しください。

手続き可能場所

【刈谷市役所市民課】 平日8:30-17:15 ※11月以降は平日9:00-16:00

毎週水曜17:30-19:30（要予約）、第2土曜日9:00-11:45（要予約）

※11月以降は毎週水曜16:00-19:30（要予約）、第2土曜日9:00-11:45（要予約）

【富士松支所】 平日8:30-17:15 ※11月以降は9:00-16:00

水曜夜間と土曜の
予約はこちらから↓



手続きできる方【本人、法定代理人、任意代理人】 持ち物は下表のとおり

	窓口に来られる方		
	本人	法定代理人	任意代理人
持ち物	・マイナンバーカード ・4桁の暗証番号 ・署名用電子証明書暗証番号（6ケタ以上）	・本人のマイナンバーカード ・4桁の暗証番号 ・法定代理人の本人確認書類	・本人のマイナンバーカード ・専用の委任状 ・代理人の本人確認書類

任意代理人による手続きを希望の方は、
右のQRコードから「専用の委任状」を取り寄せてください。

